

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の策定の目的

広島市消費生活条例（平成18年広島市条例第75号）第3条は、「市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者施策を総合的に策定するとともに、国、広島県その他関係団体と密接な連携を保ちながらこれを実施する責務を有する。」と規定しています。この条例に基づき、消費者問題の複雑化・多様化など消費者行政を取り巻く社会の変化に対応するため、総合的な消費者施策として、「広島市消費生活基本計画」を策定し、市民の消費生活の安定と向上を図ります。

2 計画の位置付け

『第5次広島市基本計画』（平成21年度（2009年度）～平成32年度（2020年度））における「消費者施策の推進」の部門計画に位置付けます。

3 計画期間

消費者庁設置後の消費者行政を取り巻く環境の変化を考慮し、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。